

美咲市立中央小学校 『学校いじめ防止』 基本方針

I. いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童(生徒)の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを見逃さず、あるいは認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2. いじめの禁止

- ①児童は、いかなる理由があろうとも、いかなる場においても、いじめを行ってはならない。
- ②児童は、いじめを見逃してはならない。

3. 学校及び職員の責務

- ①学校は、児童の些細な変化や兆候にも注意し、いじめを看過したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。
- ②教職員は、いじめを発見した場合、学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応に繋げるとともに、被害児童を徹底して守る。
- ③教職員は、自らの不適切な言動によりいじめを助長する事のないようにする。
- ④「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断する。

II. いじめ防止等のための対策の基本となる事項

1. 基本施策

(1) 学校におけるいじめの防止

- ①学校の最重点目標の一つに「安全・安心の学校」を掲げ、弱いものいじめや悪意のある言動をしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ②児童の豊かな情操と道徳心を培い、「心と心をつなぐ」対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③保護者ならびに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- ④学級会や児童会活動等において、児童同士がいじめの問題を自分のこととして捉え考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう児童の自主的な活動を推進する。

(2) いじめの早期発見のための措置

①いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、チェックリストを活用するとともに、在籍する児童に対

する定期的な調査を次の通り実施する。

- 児童(生徒)対象いじめアンケート調査 年2回
- 保護者対象いじめアンケート調査 年1回
- 教育相談(学級担任による聞き取り調査) 年2回

②いじめを見逃さない体制づくり

いじめを認知した場合には、教職員がいじめの問題を抱え込んだり、いじめを看過したり軽視したりせず、他の教職員や保護者と連携し対応する。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようネットパトロールを定期的に行い、ネットトラブルに関する情報を収集して、児童及び保護者への周知を図り、必要な啓発活動として、情報モラル教室や研修会等を行う。

2. いじめ防止・生活指導上の問題等に関する措置

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う組織を設置する。

①名称 「生活指導委員会・いじめ防止対策委員会」

②構成員

校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、各学年1名、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、当該学級担任(いじめ、問題行動事案発生時)

③活動

- ・いじめがおきにくい・いじめを許さない環境作り
- ・いじめの相談・通報を受けつける窓口
- ・いじめの問題への対応に必要な情報の収集と記録、共有
- ・いじめが係わる情報があった際の緊急会議開催や、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・支援や指導のための体制、対応方針の決定、保護者との連携

④開催

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめや問題行動に対する措置

①いじめ等に係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

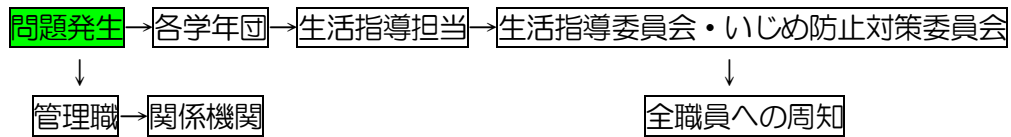
②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③いじめを受けた児童(生徒)が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措

置を講ずる。

- ④いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ⑥いじめの「解消」の判断基準
 - ア、いじめに係わる行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月）
 - イ、被害児童が心身の苦慮を感じてないこと

(3) いじめや問題行動発生時の対応



3. 重大事案への対処

生命や心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席すること（年間30日を目安）を余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、美唄市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4. 学校評価における取り組みの評価

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- (1) いじめの未然防止、早期発見、再発防止にかかわる取り組みに関すること。

5. 年間計画

- 4月 「学校いじめ防止基本方針」の内容確認
- 5月 居場所づくり・絆づくりを意識した学校づくり、早期発見チェックリスト
- 5～6月 いじめアンケート
- 7月 アンケート結果分析
- 8月 挨拶運動、児童集会、
- 9月 個別面談（アンケート結果から3ヶ月経過後）
- 10月 早期発見チェックリスト
- 10～11月 いじめアンケート 保護者アンケート
- 12月 アンケート結果分析、教育相談の実施 保護者アンケート分析
- 2月 個別面談（アンケート結果から3ヶ月経過後）
- 3月 「学校いじめ防止基本方針」の内容見直し